

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	重度障害者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、重度障害者医療費助成に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

## 公表日

令和8年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障害者医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 伊豆の国市重度障害者(児)医療費助成要綱による医療費助成受給資格認定を行った者に対し重度障害者(児)医療費助成受給資格者証を発行し、償還払いにより医療費を助成する。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 受給資格者の認定</li><li>② 受給資格者証の交付</li><li>③ 助成金の支給</li><li>④ 登録事項変更</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>① 医療費助成システム</li><li>② 団体内統合宛名システム</li><li>③ 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
重度障害者(児)医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項</li><li>・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第1 市長の部2の項</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第9号</p> <p>【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8007 ファックス:0558-76-8029 E-mail: shoufuku@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8007 ファックス:0558-76-8029 E-mail: shoufuku@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請時に本人確認の上でマイナンバーを取得している。その際は、複数人での確認を行った上でその記録を残している。人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対する事務処理について、課内ミーティングにて定期的に情報共有を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、点検も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月31日	IIしきい値判断項目	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	評価の再実施
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項 ・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「伊豆の国市番号条例」という。）第4条 別表第一 市長の部3の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項 ・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第一 市長の部3の項	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第9号 ・伊豆の国市番号条例 第4条 別表第一 市長の部3の項  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第9号  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IIしきい値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		2) 十分である	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請時に本人確認の上でマイナンバーを取得している。その際は、複数人での確認を行った上でその記録を残している。人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対する事務処理について、課内ミーティングにて定期的に情報共有を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	IVリスク対策 12. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2) 十分である	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	IVリスク対策 13. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、点検も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1 市長の部3の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・伊豆の国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1 市長の部2の項	事前	標準準拠システムへの移行に伴う見直し
令和8年3月1日	IIしきい値判断項目	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施